

## 令和2年第4回農業委員会総会会議録

令和2年第4回船橋市農業委員会総会を4月8日午後3時00分船橋市役所11階大会議室に招集する。

出席委員（13人）

小池 正一      湯浅 清春      石井 俊郎      藤城 孝義      菊池 眞夫      高橋 光一      齋藤 教子      興松 勲  
神山 茂樹      土橋 博之      石山 幸男      小川 晃      岡庭 一美

欠席委員（1人）

金子 一雄

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回農業委員会総会を開催いたします。 金子代理から欠席の連絡が入っております。
局長	事務局、傍聴者はおりますか。
議長	傍聴者はありません。
	はい。
	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）

- 議長  
それでは、指名いたします。  
6番、高橋光一委員と9番、神山茂樹委員の両名にお願いいたします。  
議案審議に入る前に、報告事項（1）を先に行います。  
事務局より報告願います。
- 局長  
報告事項（1）人事交流について、でございます。議案書11ページをごらんください。  
4月1日付の人事交流につきまして、人事交流で新たに配属された職員を紹介させていただきます。  
経済部の農水産課農業センターより、〇〇主査が総務係に配属されました。このたびの人事交流につきましては、会長専決として処理いたしましたのでご報告いたします。  
それでは、〇〇主査よりご挨拶お願いいたします。  
  
〇〇主査 挨拶
- 局長  
また、会計年度任用職員として、今年度より〇〇〇が配属されております。本日は名前だけの紹介となります。皆様のお手元に事務局職員の名簿をお配りさせていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。  
以上でございます。
- 議長  
それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。  
局長。
- 局長  
農地法第3条許可申請について、議案第1号を上程いたします。
- 議長  
本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。
- 石井審査班長  
それでは、今月2日、高橋光一委員、藤城孝義委員とともに審査をいたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。  
議案書2ページ、地図2から4ページをごらんください。  
1号議案の1につきましては、金堀町で社会福祉法人を営む譲受人が、当園利用者のための更生実習及び機能訓練として農園実習を行

っておりますが、農園芸作業用の農地が手狭なため、当該地を賃借し、実習農園として使用するものです。なお、社会福祉法人は農地法施行令第2条第1項第1号ハにより、農地の権利取得が可能となっております。

議案書2ページ、地図5から6ページをごらんください。

1号議案の2につきましては、旭町に在住の譲受人が隣接農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。経営面積は約131アールで、農業従事者は3名、世帯従事日数は990日、農機具を一式保有しております。

議案書2ページ、地図7から8ページをごらんください。

1号議案の3につきましては、印内に在住の譲受人が、祖父の遺言に基づき遺贈を受けるものです。経営面積は約114アールで、農業従事者は4名、世帯従事日数は1,200日、農機具を一式保有しております。

以上3議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、齋藤委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

————— 齋藤委員退席 —————

議長

それでは、本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図9から11ページをごらんください。

2号議案の1につきましては、坪井町に在住の申請人が、平成29年度に営農型太陽光発電設備として一時転用の許可を得ましたが、転用期間が切れることから、10年間の更新の申請をするものです。現地は畑、隣接地は畑・宅地及び山林、現況は畑となっており、雨水については自然浸透することから、被害発生のおそれはないものと思われま。農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われま。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めま。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

齋藤委員、入室をお願いします。

————— 齋藤委員入室 —————

議長

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の2を上程いたします。

議長

議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤城委員は利害関係者に該当しますので退席を求めま。

————— 藤城委員退席 —————

議長

それでは、本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めま。

石山審査班長

それでは、今日2日、神山茂樹委員、齋藤教子委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図12から14ページをごらんください。

2号議案の2につきましては、南三咲に在住の申請人が、数十年前より当該地を貸資材置場として整備し、近隣で建設業を営む事業者に貸し出しているため、追認申請をするものです。なお、申請人と異なる所有者が有する隣接地と合わせて資材置場として一体利用されております。本申請は違反転用に当たるため、始末書が添付されています。現地は既に碎石敷きで、隣接地は山林・雑種地及び道路となっており、隣接地との境はブロックが施工されております。雨水については、碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地への被害発生のおそれはないものと思われまます。また、隣接に農地はありません。農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地として判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われまます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めまます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

藤城委員、入室をお願いします。

藤城委員入室

議長

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の3から5を上程いたします。

議長

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めまます。

石山審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図15から17ページをごらんください。

2号議案の3から4につきましては、関連議案であることから一括説明させていただきます。

高根町に在住の申請人2名が、近隣で自動車販売業を営む事業者からの要望により、当該地をそれぞれ貸駐車場として整備し一括貸しするものです。現地は畑で、隣接地は畑及び雑種地となっており、周囲はブロック及び土留め鋼板を施工し、雨水については、碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地への被害発生のおそれはないものと思われます。資力については、融資証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。また、隣接農地所有者へは説明済みです。農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書4ページ、地図18から20ページをごらんください。

2号議案の5につきましては、高根町に在住の申請人が、賃貸住宅に住む子の居住用として、都市計画法第34条第11号により、専用住宅1棟を建設するものです。現地は畑で、隣接地は宅地・雑種地及び公衆用道路となっており、周囲はブロック及び植栽を施工、雨水については雨水管を経由し既存調整池へ放流、汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し排水管へ接続することから、隣接地への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接に農地はなく、都市計画法の手続きについては現在、申請中であります。資力については、融資証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。農地の区分については、申請地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に船橋市立芝山西小学校と千葉県立船橋東高校の教育施設があることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

局長  
議長  
石山審査班長

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から6を上程いたします。

本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図21から23ページをごらんください。

3号議案の1につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地6棟として転用するものです。現地は田で、隣接地は水路・用悪水路・田、現況は雑種地及び公衆用道路となっております。周囲はコンクリートブロック及びフェンスを施工、雨水については各戸に雨水貯留槽を設置、また汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し排水管に接続することから、隣接地への被害発生のおそれはないものと思われます。なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。また、隣接に農地はなく、都市計画法の手続きについては現在、申請中であります。資力については、全棟を建築する場合に必要な金額の融資証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しております。農地の区分については、申請地が、住宅・事業用施設、公共・公益的施設が連たんしている区域にあることから、第3種農地と判断します。

議案書5から6ページ、地図24から26ページをごらんください。

3号議案の2から6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地14棟として転用するものです。現地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっております。周囲はコンクリートブロック及び擁壁を施工。雨水については各戸に雨水貯留槽を設置、また汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し排水管に接続することから、隣接地への被害発生のおそれはないものと思われます。なお、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。本申請は「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土

地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。また、隣接農地所有者には説明済みであり、都市計画法の手続きについては現在、申請中であります。資力については、全棟を建築する場合に必要な金額の融資証明書で確認済みであり、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われま

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第3号の7から8を上程いたします。

議長 本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図27から29ページをごらんください。

3号議案の7につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、建売分譲住宅5棟を建築するものです。現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び公衆用道路となっており、周囲はコンクリートブロックを施工、雨水については雨水貯留施設を設置し、汚水・雑排水については合併浄化槽を設置し排水管に接続することから、隣接地等への被害発生のおそれはないものと思われま



す。資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しております。農地の区分については、申請地が、雨水管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に千葉県立二和高校と船橋市身体障害者福祉作業所「太陽」の教育施設と社会福祉施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書6ページ、地図30から32ページをごらんください。

3号議案の8につきましては、建設業を営む譲受人が、資材置場がなく、申請地周辺の工事における資材運搬の効率性向上を図るため、当該地を取得し資材置き場として整備するものです。現地は畑で、隣接地は畑・宅地及び道路となっており、周囲は擁壁、コンクリートブロック及びフェンスを施工。雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地への被害発生のおそれはないものと思われま。また、隣接農地所有者へ説明済みです。資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われま。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めま。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第3号の9から14を上程いたします。

議長 本議案につきまして、石山審査班長の報告を求めま。

石山審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書7から8ページ、地図33から35ページをごらんください。

3号議案の9から13につきましては、金属等のリサイクル処理業を営む譲受人が、事業拡大により、平成30年10月に許可を得た既存の資材置場が手狭になるため、隣接する当該地を取得し資材置場として拡張・整備するものです。現地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、周囲は鉄柵を施工、雨水は鉄板敷きによる周囲への自然浸透とすることから、隣接地への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接農地所有者へ説明済みです。資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書8ページ、地図36から38ページをごらんください。

3号議案の14につきましては、建設業を営む譲受人が、既存資材置場を返却することから、交通の便がよい当該地を取得し、資材置場として整備するものです。現地は畑で、隣接地は畑及び道路となっており、周囲はコンクリートブロック及び仮囲いを施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地への被害発生のおそれはないものと思われます。また、隣接農地所有者へ説明済みです。資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在、違反行為がないことを確認しています。農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等はありませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長  
議長  
事務局

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、議案第4号を上程いたします。

本議案につきまして、事務局から説明願います。

議案第4号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。

議案書は9ページになります。

1につきましては、馬込西に在住していた農業従事者が平成16年1月5日に死亡したことにより、当該土地所有者の法定相続人7名の代理人より、耕作地7筆、11,734.24平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている馬込西の畑1筆、10,175平方メートルについて、市長に買い取り申し出を行うため、証明願が提出されました。本件につきましては、相続に関しての遺産分割協議に時間を要しており、事由発生から時間が経過しているところですが、このたび、遺産分割協議中の一部である本件について、当該生産緑地を買い取り申し出することで裁判所の審判が確定したものです。事務局にて事情聴取及び相続発生時の事実関係等を確認した結果、現時点では主たる従事者は存在しないことから、その事由については当該農業従事者の死亡までさかのぼるものと考えられます。よって、申請のとおり、買い取り申し出事由の生じた者が生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者であったとして証明することが適当であると思われれます。なお、本件については都市計画課とも協議済みでございます。

続きまして、2につきましては、飯山満町に在住の農業従事者が、生産緑地法第10条の規定による「農業に従事することを不可能にさせる故障」が生じたことにより、本人の代理人より耕作地8筆、4,186平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている飯山満町の畑1筆、2,280平方メートルについて、市長に買い取り申し出を行うため、証明願が提出されました。

続いて3につきましては、東中山に在住の農業従事者が、令和2年1月24日に死亡したことにより、東中山及び東京都に在住の3名の相続人から、耕作地4筆、2,916.91平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている西船の畑1筆、869平方メートルについて、市長に買い取り申し出を行うため、証明願が提出されました。

2から3について、事務局により事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買い取り申し出事由の生じた者が生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者であると思われれます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、認定することに決しました。

局長。

局長

令和2年度第1次農用地利用集積計画について、議案第5号を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小川委員は利害関係者に該当しますので退席を求めます。

————— 小川委員退席 —————

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案第5号につきましては、令和2年度第1次農用地利用集積計画についてでございます。

議案書は10ページになります。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、夏見の田1筆、948平方メートルに使用賃借による権利3年。

2は、金杉の畑2筆、計3,929平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局にて借り手の経営状況等を調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われまます。

議長

以上です。

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和2年度第1次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

小川委員、入室願います。

————— 小川委員入室 —————

議長

続きまして、協議事項に移ります。

「農地利用最適化推進委員の選定について」でございます。このことにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

別用紙でお配りしたもので、「農地利用最適化推進委員の選定について」という資料があるかと思うのですが、お出しいただいてもよろしいでしょうか。別資料です。

それでは、一つずつ説明させていただきます。まず1番です。農地利用最適化推進委員の応募状況についてご報告させていただきます。

(1) のところです。応募人員が現状と同じ13名となっております。これは面積割合で人員が決まってくるので、前回同様、今回については13名になってございます。それに対しまして、上段、応募人数ですが、15名の応募がございました。内訳につきましては、農業者14名、他業種1名でございます。こちらの内容については、一番後ろにA4の見開きで、表裏で応募の状況の一覧をつけてございます。表面が1番から10番、裏面が11から15番となります。農業者以外の方については、裏面の12番の方でございます。それ以外につきましては、全て農業者でございます。

順番にいきますと、お名前、性別、年齢、農業者か農業者以外というのがわかると思います。それから、経歴、農業経営、主にどんな経営をされているかというところでございます。希望担当区域を入れていただく形の応募様式になってございますので、とりあえずは希望担当区域は入れていただいております。ただ、これに関しましては、要項の中で、決してその場所に限らずということになってござい

ますので、希望はあるのですが状況によっては近くのところには動かすということもあり得るかと思えます。

それから、推薦者数ということで、1とか5とかあるのですが、これについてはその隣の推薦代表者名というのも見ていただくとわかるかと思うのですが、6番までについては団体推薦をもらい応募していただいております。7番については、個人の推薦をいただき、8番以降については、全て自薦ということになります。

それから、推薦及び応募の理由については、記載していただいたものをそのまま入れてございます。

こちらについては、規則上でホームページに公表することになってございます。これは農業委員と同じでございますので、こちらについてはホームページでも見られる情報ですので、皆さんにも内容についてお渡ししているところでございます。

それでは、表面の1面に戻っていただきまして、2番の「選定について」というところでございます。

(1) 評価委員会による選定ということで、前回、7名の委員さんを選んでいただいて、評価委員として推進委員を選定していただきました。今回についても7名ということで、事務局としては案を考えたところでございます。内訳については、会長に委員長になっていただいて、あと6名の評価委員を選定していただくということで考えました。

それから、評価委員の選定方法につきましては、別紙のとおり、1枚めくっていただいてよろしいでしょうか。別紙1ということで、評価委員の選定についての案でございます。7名を選定するに当たって、1から5までの地区と6、7の地区を、居住の農業委員さんでとりあえず分けさせていただきます。この2地区に分けたところで、各3名ずつを選んでいただくという形でございます。上のほうについては、会長以外の方で3名ということで、合計7名で考えております。

それから、表にまた戻っていただいてよろしいでしょうか。(2) 評価方法ですが、書類選考として行うということで考えております。前回は書類選考として行わせていただきました。前回と違う部分なのですが、評価方法について、評定表による点数による評価というところをちょっと前回と変えてございます。これについては、見開きの3枚目をごらんください。船橋市農地利用最適化推進委員候補者の評定項目について、事務局で現状の時点で案として考えたものでございます。

右の2番、評定表。これを(1)から(6)までの中で、各点数をつけていただく。評価項目については、今お話しさせていただきました(1)から(6)で、着眼点として、各項目ごとに大まかな着眼点を入れてございます。評定、点数については、A、B、Cもしくは

はA、Bで、点数分けで考えてございます。これは（1）から（5）まで。（6）として、それ以外の部分というところも出てくるのではないかとということで、（6）で特筆点ということで、0点から5点の間の点数を入れる欄もでございます。

現状で事務局の案でございますが、実際に7名の評価委員が決まった後に、具体的にはその7名でまた、これをたたき台として決定していただくということで考えてございます。

それで、この評定方法の使い方なのですが、評価委員の合計点数、各委員さん一人一人にこの評定表をつけていただいて、この点数の上位13名を選んでいって、まず13名を決めます。その後、上位から希望区域を当てはめていきまして、実際の区域を決めていくと。当てはめたときに重複の区域が発生した場合には、先ほどお話しさせていただいたように調整という、これは規則上でもできることになってございますので調整をしたいと思います。とさせていただきます。

3、評定表。これについては先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

4、選定スケジュールについてでございます。選定スケジュールにつきましては、4月8日本日の総会で決めていただくのが、評価委員7名と、選定方法としてこの評定表の方式をとることによろしいかということです。この二つをまず今日中に決めていただくということで考えてございます。その後、5月1日に、審査会の後に、今日決めていただいた7名の評価委員で、先ほどの評定表の案について、項目の内容を検討していただく。それを決定したものを、5月8日の総会で皆さんに諮っていただくというふうに考えております。その後、6月5日の総会で、その評定表に基づきまして7名の評価委員に、推進委員の選定を行っていただく。7月8日、これがリミットなのですが、この総会で推進委員の決定の議決を皆さんからいただいて、次期の推進委員が決まることとなります。ちなみに、推進委員の任期は、皆様と同じで7月19日が任期ですので、7月8日の総会では確定したいということで考えてございます。

事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの事務局の説明、いろいろな部分でわかりにくい部分もあるかと思っておりますので、ご質問等あれば。

石山委員。

石山委員 今、事務局長から、評定表も含めて決定していただくということでしたので、ここにある6案のうち、1と2については、評価委員のあるなし関係なく点数が出るという形になるかと思うんです。これは評価委員の評価に関係ないのではないかと批判を受けるおそ

れがあるんじゃないかという気がするんです。その点、もう少し、注意深くやったほうがいいんじゃないかと思いましたが、質問させてもらいました。

事務局 ありがとうございます。実は前回、評点をつけずに話し合いで行ったところがございます。要は、そうするとどうしても感覚的な選出になってしまうという中で、今回の農業委員の場合もそうなのですが、各評定表をつけて、その集計に基づいて行くと。ただ、誰が何をどこにどういうふうに評点をつけたかという部分については、公表することは考えてございません。単純に、もし問い合わせがあれば「あなたの点数はこうでした」というところまでの部分しか考えていません。というところで、評価委員のどなたがどういう形で評定表をつけたのかというところについては公表しないということです。これについても、あくまでも本人から問い合わせをいただいたとき、あなたは何番でしたというような形での公表しませんが、評価委員が誰にどういう評点をつけたかは公表しないという方向で考えています。

石山委員 当然そうだと思います。ただ、評価委員というものをつくるということは、評価委員が新たな推進委員を決めるということであろうと思うんですよ。それを農業委員会の総会等に諮って承認を得るという形になろうかとは思いますが、評定表の点数を公表する必要も全くないとは思いますが。それは内部で決めることです。しかし、この1と2については、これは評価ではないんですよ。もちろん、この1、2というのはきちっとあるほうがいいというふうに正直思っておりますけど、これを評価の対象とすることになると、人によってはこれは何のための募集だというようなことになる可能性もある。この1、2については、これをもう少し注意深く、疑問を呈する人もこういう中では出ると思うんです。実質的には、私はこの点数でいいし、この案でいいと思っているんですけど、ただ対外的に耐え得るような内容にしたほうが良いのではないかとこのように思います。

議長 石山委員。今回、皆様にご判断いただくのは、この点数表とか、この表の1番、2番とか、そういうことについて評価を、ご賛同いただくということではございません。こういうやり方をいたしますということについて、皆様に協議をしていただくということでございまして、その後に評価委員の皆様方が、こういうやり方でいいということが決まったけれどもこの項目はおかしいよねとか、そういうのは評価委員の方が後に、この評定表について検討する会議をしていただいて、それで決めていくもので、この評定表はあくまでもたたき台でございます。これに対して皆様に、賛同といいますか、これでいいというようなことをやっているわけではなく、このような方法で



石山委員

やることに対して皆様の判断を今回、諮ろうとしているわけでございまして、内容については評価委員が今後決めることになります。

いずれにしても、この素案については、局長を中心につくられたであろうと思うんですけども、私は基本的な考えとして、そういうものを、じゃあ評価委員が決めるんだって、それはそう言えばそのとおりなんですよ。だけど、それは一面なんですよ。これを出した上でといたら、評価委員もそれになじむので、またその前の段階でもう少し気をつけたほうがいいんじゃないかと言っているわけで、このことを批判しているわけではないんですよ。これだけネットが発達して情報が錯綜しているところへ出るので、別に文句つけているわけじゃない。評価委員が全て決めるんだっていえばそれはそうなんだけど、しかしこの段階で出たものについて意見を言うのは妥当だと思うんですよ。

局長

ありがとうございます。ご心配いただいて非常にありがたいと思ってございます。今、議長がお話いただきましたように、これは事務局でつくった案でございます。先ほどのスケジュールを見ていただいてよろしいでしょうか。評定項目につきましては、具体的には5月1日に皆さんで集まっていただき、これをたたき台として決定していただくということで考えていますので、あくまでも今日お出ししたのは、事務局でのたたき台ということで考えていただければと思います。

今日はあくまでも評価委員を決めることと、議長からお話いただいたように、この評定表でやることで進めたいと思いますという事務局の案がよろしいでしょうかという部分を決めたいということでございます。具体的な内容については、5月1日の日に皆さんで決めていただくということで考えてございます。

あともう一つ、ここの1番、2番については、農地利用最適化推進委員の主目的というのが農地利用の最適化ということで、地域の農業者との密接な関係というのが非常に大事になってくることから評定表に入れました。これについては、他市町村においてはその地域の農業者を集めて「人・農地プラン」をつくっているところもありますので、そういう部分で地域の農業者との連携ができる方というのが、農地利用最適化推進委員のつくられた主な目的でございます。そこら辺の部分もありまして、1番、2番をとりあえずたたき台として入れてみました。

石山委員

そういう文言にしたらいいと思います。

局長

あくまでもたたき台です。

石山委員

それなら何の問題もないです。

局長

ありがとうございます。

以上です。

議長

興松委員。

興松委員

7人の評価委員ということなんだけど、やっぱり選出する人というのは指針はあってもいいと思います。7人がばらばらで、あれがいい、これがいいということになると、私はあの人を推薦したからということにもなりかねないので、指針は必要だと思います。やはりこういうことを承認するについては、十分な配慮が必要だと思います。

以上です。

議長

先ほども事務局長からも、私からも申し上げましたけど、あくまでも、例えばこの点数が妥当かどうか。点のつけ方が。例えば、1点、5点、点のつけ方が妥当かどうかというのは、これはあくまでもたたき台でありまして、評価委員の方が、いや、この点のつけ方はおかしいじゃないかということであれば、評価委員の方がそれを段階的につけるとか、いや、これは1、3、5でいいじゃないかとか、そういうのは評価委員の方が、評定表を選定するといいますか、評定表の検討をする場で評価委員の方がやっていただくと。今、興松委員がおっしゃいましたように、こういう点のつけ方はおかしいのではないかというのは、後日、出てくると思います。ただ今日、事務局のほうで、案を提出したのは、その内容ではなく、こういう点数で目に見える形で判断していく方法、こういう方法でよろしいでしょうかということを皆様にお伺いするわけでありまして、この内容はあくまでもたたき台でありまして、これをどのように変えていくかは、選定委員の皆様の考え方かなと考えております。その上で、後で皆様にご判断いただくのですが、この評定表の内容に対しての承認をいただくということではなく、この方法に対しての承認をいただくということなので、お間違いのないようお願いしたいと考えております。

石山委員

一緒になるんですよ、結局は。この中から選ばれるんですから。だから、もう少し詰めますということならそれでいいんですけども、ただ、私が言ったのは、やっぱりこういう時代ですので、外部の非難に耐え得るようなものを作ってほしいと言っているわけで、もし評価委員が決まって詰めるのであれば、そのことに留意しながら検討していただきたいということです。

議長

評価委員になられる方は、今の石山委員のご意見をよく心にとめておいていただければありがたいなと考えております。

ほかにご質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。それでは、採決をいたします。

それでは、事務局の案のとおり事務を進めることとして承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

それでは、次に評価委員を決めたいと思いますので、別紙1のとおり、2グループに分けて決めていただくようお願いいたします。

#### 選 考

議長 皆様、ご苦労さまです。それでは事務局に伝えてありますので、事務局から選考結果の報告をお願いいたします。

事務局 皆様、いろいろご審議いただきましてありがとうございます。まず、1から5地区の3名ですが、齋藤教子委員と小池正一委員と石山幸男委員、以上の3名になりました。それから、6から7地区ですが、金子代理、土橋委員、小川委員、以上3名、合計6名ということで決定いたしました。

議長 評価委員になられた方は、お手数ですが5月1日金曜日、審査会終了後に評価委員会を開催し、評価項目の検討をお願いいたしますのでご出席をお願いいたします。時間は、転用受付状況にもよりますけれども、午後3時半ぐらいになるかと思います。

それでは、続いて事務局より報告がございます。

事務局 それでは、事務局から報告をさせていただきます。報告事項(2)からさせていただきます。

報告事項(2) 市長と農業委員会との事務の補助執行に関する協議について、別添配布資料のとおり、市長より、地方自治法第180条の2の規定に基づく事務の補助執行について、同意を求める申し入れがありました。地方自治法第180条の2で、地方公共団体の長は、権限に属する事務の一部を、地方公共団体の委員会と協議して、委員会やその事務を補助する職員に補助執行させることができると定めております。今回の協議については、予算の執行に関する事務について、個別に定めのある他の事務と補助執行の根拠を明確に区別するため、第1条第1項第2号「予算の執行に関すること」の次に「(次号及び第4号に掲げる事務を除く。)」との1文を追加するものです。なお、教育委員会等、他の行政委員会に同様の申し入れがなされており、農業委員会につきましては会長専決として、同意する旨回答いたしましたのでご報告させていただきます。

報告事項（３）農地法第３条の３届出に係る受理通知書の交付について、議案書１２ページに記載のとおり、２件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（４）農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１３ページから１８ページに記載のとおり、２月中に２０件の届出を受理いたしました。

報告事項（５）農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１９ページから２５ページに記載のとおり、２月中に２１件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（３）から（５）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（６）農地法第１８条第６項の規定による合意解約について、議案書２６ページに記載のとおり、１件の通知がありました。

報告事項（７）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書２７ページから２９ページに記載のとおり、６件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（８）農地の転用事実に関する照会について、議案書３０ページから３１ページに記載のとおり、５件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（９）軽微な農地改良の届出書の受理について、議案書３１ページに記載のとおり、１件の届出書を受理いたしました。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。

（午後４時３０分）

次に、事務連絡がございます。

次長

事務連絡

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後４時３３分第４回農業委員会総会の閉会を宣言した。